

## 国際原子力機関（IAEA）と その保障措置規則

—— 東京総会にちなんで ——

### 下山俊次

#### 一 はしがき

国際原子力機関第九回総会は、去る九月二二日から八日間東京で開催された（1）。

この機関の総会が、本部所在地のウイーンを離れた他の場所で行なわれたのは今回が最初であり、しかもそれが、原子力の平和利用開発を積極的にすすめる世界で唯一つの原爆被災国であるわが国で開かれたことは十分意義深いことである。

IAEAは、東西両陣営の核戦力獲得競争の中で、専ら人類社会の平和と繁栄を目的として原子力平和利用開発の推進の役割を果たすべく設置された国際機関である。しかし、平和利用推進の結果は、また同時にブルトニウムという原爆材料の生産量増加をもたらす（2）。したがつ

て、平和利用の進展が、核戦争の危険性を増大せしめないようにするためには、国際間の協力活動によって配布される原子核物質が軍事目的に利用されない保証を確保しなければならない。これが通常、保障措置（Safeguards）とよばれるものである。IAEAの憲章が、この機関の任務として、平和利用のための援助と同時にこの保障措置の適用を規定したのはそのためである。しかし、一国の主権国家の中に立ち入った査察までも行なうこの保障措置の実際の適用は、現下の国際政治の複雑さを反映して様々な政治的、法律的、技術的更には経済的問題を提起する。IAEAは今日まで、こうした幾多の問題にぶつかりながら、その使命を達成しようと努力してきた。IAEAの歴史は、保障措置の歴史であるといわれる。そして

（1）今回の東京総会の概要、従来のわが国とIAEAとの関係、IAEAの活動状況等については、外務省国連局「国際科学情報」第一巻、第一号（四〇年六月）の第一部、国際原子力機関東京総会特集参照。

IAEAは今日まで、こうした幾多の問題にぶつかりながら、その使命を達成しようと努力してきた。IAEAの歴史は、保障措置の歴史であるといわれる。そして

とも原子炉に関する限り、全ての大きさのものに適用できるよう改訂した新しい保障措置規則が承認されたのである。しかしながら、これらは、その軍事利用と表裏一体をなすものであり、核軍縮乃至は核兵器使用禁止という難問題と切り離して考えていくことはできない。新しい保障措置規則も、決してそれは世界中の平和利用開発に軍事利用転用防止の枠をはめるものではないのである。われわれは、この機会にもう一度改めて、IAEAの国際組織としての実体と役割を分析し、かつこの機関がおこなおうとしている保障措置の意味を考える必要があると思うのである。そしてそのような全体的視野の上にたって、今後のこの機関への協力の仕方を含めた世界の平和利用の開発推進に対するわが国の役割を考える必要がある。

（2）原爆の材料は、高い濃縮度のウランとブルトニウムであるが、前者は技術的にも経済的にもむずかしい、大規模の濃縮ウラン工場によつてしか生産できない（現在米、ソ、英、中共？にあるのみでフランスとブルトニウムは建設中である）。これに対してブルトニウムは、濃縮ウランまたは天然ウランが

#### 1 国際原子力開発機関構想（1）

『諸君、これこそ原子力の世界における安全保障のための計画についてのわれわれの勧告である（2）』

ソールは、その国際原子力開発機関構想について自信をもつてこう述べた（3）。それは第二次大戦が原爆という大量殺戮兵器の出現とその最初の犠牲者によって幕を閉じてから半年後の一九四六年三月のことである。アメリカのこの構想は六月に国連の原子力委員会に對していわゆるバルーク案として提案された。いうまでもなく、この時期におけるアメリカにとっての至上命令は、原爆独占の維持であり、その目的のために考案されたこの開発機関構想は、全ての核物質（4）の國際所有と国際査察制度によって世界の原

1965.12.15 (No. 336)

## リスト

案とは重要な点において相違する。第一にソ連が、まず核兵器の使用禁止が開発機関設置の前提とならねばならないことを主張したのに対し、アメリカは開発機関の問題は核兵器問題とは独立させて取り扱うべきであるとした。そして同時にアメリカ提案のような前述の国際所有制度は不要であり、国際検査は、あくまで国家主権の制限とならない限度においてのみ実施されるべきであるとしている。また、アメリカがこの機関を国連と密接な関係を有しつつもそれとは独立したものとして考えたのに対し、ソ連は、安全保障理事会の下部機構の形で設立すべきであるとしている。これら両提案の内容の相違は『持てる国』と『持たざる国』との対立の当然の結果であることは明らかであり、最後の点は特に安保理事会の拒否権の効果を前提としている点で重要である。そしてまた、更に重要なことは、この国連原子力委員会の討議の全対立論点は、これ以後その時々において主張の強さに変化はあっても二十年を経た今日に至るまで、東西両陣営の原子力外交上の問題点とそれに対する考え方を示しているということである。

翌一九四七年、原子力をのぞく通常軍備委員会の設置によってあくまでも核兵器使用禁止を一般軍縮問題と切り離して扱おうとするアメリカ側の労力も、やがて、ソ連の原爆保有という事態によって、ソ連は、まず核兵器の使用禁止が開発機関設置の前提とならねばならないことを主張したのに対し、アメリカは開発機関の問題は核兵器問題とは独立させて取り扱うべきであるとした。そして同時にアメリカ提案のような前述の国際所有制度は不要であり、国際検査は、あくまで国家主権の制限とならない限度においてのみ実施されるべきであるとしている。また、アメリカがこの機関を国連と密接な関係を有しつつもそれとは独立したものとして考えたのに対し、ソ連は、安全保障理事会の下部機構の形で設立すべきであるとしている。これら両提案の内容の相違は『持てる国』と『持たざる国』との対立の当然の結果であることは明らかであり、最後の点は特に安保理事会の拒否権の効果を前提としている点で重要である。そしてまた、更に重要なことは、この国連原子力委員会の討議の全対立論点は、これ以後その時々において主張の強さに変化はあっても二十年を経た今日に至るまで、東西両陣営の原子力外交上の問題点とそれに対する考え方を示しているということである。

原子弹和平利用開発の起源は、通常このア大統領の演説にもとめられる。前述の歴史的経過が明らかなように、アメリカの意図は核兵器問題によって行き詰った開発機関構想を、その設立目的を平和利用に限定することによって事態の進展を計らうとしたものである。と同時に、人類の福祉と繁栄のための平和利用の効果をうたいあげ、そのための核物質配布の中心となるべき国際ブルの設立を主張するこのアメリカの提案は必ずしも万全の用意と的確な予測をもってなされたものとはいえない。当時のアメリカ一九四六年原子弹法は原子弹和平利用のための国際協力を認めておらず、そのため急いで国内法の改正に着手し、現行の一九五四年原子弹法が制定されるのであるが(5)、その翌年の一九五五年ジ

水泡に帰し、他の事情も手伝つて原子弹委員会ともども休会を余儀なくされた。一九五二年の両委員会の廃止と軍縮委員会の設立は、もはや、核兵器問題を討議の外へおけなくなつたアメリカの譲歩であるといわれる。こうした国際原子弹開発機関構想の行き詰まりを破つたのが一九五三年一二月八日に第八回国連総会でアイゼンハウバー大統領によつておこなわれた著名な『平和のための原子弹』演説である。

### 2 核物質国際ブル案

原子弹和平利用開発の起源は、通常このア大統領の演説にもとめられる。前述の歴史的経過が明らかなように、アメリカの意図は核兵器問題によって行き詰った開発機関構想を、その設立目的を平和利用に限定することによって事態の進展を計らうとしたものである。と同時に、人類の福祉と繁栄のための平和利用の効果をうたいあげ、そのための核物質配布の中心となるべき国際ブルの設立を主張するこのアメリカの提案は必ずしも万全の用意と的確な予測をもってなされたものとはいえない。当時のアメリカ

は、これまで見られなかつたソ連の大規模な濃縮ウランを提供しようとのべながら、その意味について、この提案は『原子弹和平利用のための特殊核物質をこの平和利用国際ブルに預託させることによって、軍事用の貯蔵を吸収(Siphon off)させることに大きな使命をもつてゐる』とのべている。またその後一九五五年以降、平和利用の国際協力は、専ら二国間協定によつて推進されたのをみて、この間の事情は明らかであろう。

### 3 憲章の採択(6)

さて『平和のための原子弹』演説の後アメリカは直ちにこの機関の設立のためソ連と交渉に入つたが、ソ連側は一応の賛意を表しつゝも従来からの核軍縮優先解説を変えず、この点についての両国の見解統一が問題解決の出発点であることを主張してゆづらなかつた。こうしてまたしても事態はゆき詰まりかけたが、一九五四年の夏、アメリカは、イギリス、カナダとともに、オーストラリア、ベルギー、フランス、ポルトガル、南アフリカントンにあつめ、ソ連の不賛成のまま国際原

子力機関の草案づくりを開始してしまつた。しかし、九月に至つてソ連は、軍縮委員会との関係と検査問題について問題との不可分説をすて、この機関の性質(国連との関係)と検査問題について間に合つたことを示した。勿論アメリカ自身が、この機関に過大な期待を寄せていたわけでもない。一方で自らも大量の濃縮ウランを提供しようとのべながら、その意味について、この提案は『原子弹和平利用のための特殊核物質をこの平和利用国際ブルに預託させることによって、軍事用の貯蔵を吸収(Siphon off)させることに大きな使命をもつてゐる』とのべている。またその後一九五五年以降、平和利用の国際協力は、専ら二国間協定によつて推進されたのをみて、この間の事情は明らかであろう。

さて『平和のための原子弹』演説の後アメリカは直ちにこの機関の設立のためソ連、ブラジル、インド、チエコを加えて、交渉をおこなうこととなり、一九五六年四月、一二ヶ国案が作成された(7)。これが現在の憲章の原案であり、九月一日憲章起草会議を経て、一〇月二六日に採択、日本を含む一八ヶ国よりなる準備委員会を得て、翌一九五七年七月二九日、国際原子弹機関(International Atomic Energy Agency)としてよい

た。しかし、九月に至つてソ連は、軍縮委員会との関係と検査問題について問題との不可分説をすて、この機関の性質(国連との関係)と検査問題について間に合つたことを示した。勿論アメリカ自身が、この機関に過大な期待を寄せていたわけでもない。一方で自らも大量の濃縮ウランを提供しようとのべながら、その意味について、この提案は『原子弹和平利用のための特殊核物質をこの平和利用国際ブルに預託させることによって、軍事用の貯蔵を吸収(Siphon off)させることに大きな使命をもつてゐる』とのべている。またその後一九五五年以降、平和利用の国際協力は、専ら二国間協定によつて推進されたのをみて、この間の事情は明らかであろう。

さて『平和のための原子弹』演説の後アメリカは直ちにこの機関の設立のためソ連、ブラジル、インド、チエコを加えて、交渉をおこなうこととなり、一九五六年四月、一二ヶ国案が作成された(7)。これが現在の憲章の原案であり、九月一日憲章起草会議を経て、一〇月二六日に採択、日本を含む一八ヶ国よりなる準備委員会を得て、翌一九五七年七月二九日、国際原子弹機関(International Atomic Energy Agency)としてよい

(No. 336) 1965.12.15

## リスト

81

問題の時

は、問題が国連と密接な関係にありながら、少数グループによる交渉が広く出発し、漸次多数グループのそれへと移ったなど、総会がこの立法過程に影響をもつたり、この種の条約草案が、国連の場以外で特殊グループにより作成されたこと等であり、他のこの種の国際組織に対する特色であるといえよう。

(1) 戦後のいわゆる原爆外交を扱つた文献は多数みられるが、平易な解説書としては、『原子力と国際政治』教養原子力講座第五巻がある。

(2) David E. Lilienthal, "The Atomic Energy Years 1945-1950", p. 27.

(3) 後述のペーパーライフの基礎的なものやアサシン・リコーンホール報告によばれる。

(4) わが国においては、原子核物質は、『核原料物質』と『核燃料物質』とに分類されており、ウラン、トリウムの鉱石以外はすべて後者である(原子力基本法第三条)。しかし、天然ウラン、トリウムは鉱石に由る金属による核原料物質として、濃縮ウランやプルトニウムを特殊核物質というほうが一般的である。

— 一五条。

(5) 一九五四年原子力法、第一二二一条

Stoessinger: Atoms for Peace; The International Atomic Energy Agency pp. 121-122.

葉があらわれたのは、筆者によつてあるたゞじねれど。前掲外務省月報六頁。

(6) Stoessinger, op. cit. p. 124.

## III 国際原子力機関の特徴<sup>(1)</sup>

### 1 全般的特色

以上のようないわゆる組織と状況の下に生まれたIAEAは、当然の結果として他の国際組織とは、その機構と機能の上でいくつかの大きな特徴をもつてゐる。

第一にまず、この機関は、二つの目的、すなはち全世界における平和、保健、繁栄への原子力の貢献を促進増大するという開発推進の積極面と、その過程におけるおこなわれる技術、核物質等の援助が、軍事利用へ転用されないよう確保するという消極面(第二条)とがあり、方向の異なる二つの目的を二つの組織で果たさねばならないことである。

しかしながら、この機関は、国連憲章第五七条一項にいう専門機関(Specialized Agency)とは必ずしもい難いからである。すなはちこの機関は、経済社会理事会と関係をもつてゐる(第三条B項五)ところからいふれば、たしかに専門機関の一つであるといえるが、他方で世界平和と安全保障の問題に密接な関係をもつてゐる点で異なる(6)。憲章によれば、機関はその事業に関する報告を毎年国連総会に提出するといふが、かくおだ必要な場

(7) 保謹措置(Safeguards)もじゅうじゅう

葉があらわれたのは、筆者によつてあるたゞじねれど。前掲外務省月報六頁。

合においては安全保謹理事会にも報告を出すと義務づけられており、とくに国際機関はその専門機関の加盟団であるが、安保理事会へ通告をしなければならぬ(第四条A項)。加入は、機関の理事会の決議によって、当該国は義務履行の意志、能力を有するとわれば総会の承認によつておこなわれる(第四条B項)。

よし安保理事会へ報告せねばならないしる如く憲章成立過程で一たん問題となつた協定の締結義務(第一六条)が規定されど、このふなばし、その協定には、削除されており、このことはとくに保謹措置の実施機関という観点からすれば、重表者制の設置が盛られてること等は、

前項でみた如く、アメリカの独立機関案と、ソ連の安保理事会下部機構案の妥協の産物であるという形が明確となってい

る。しかし、こうした国連と二上位機関との密接なは、機関の権限を弱めていたのである。むしろ他の機関以上に幅が広い自治性を有している。その顕著な例は、保謹措置について違反した加盟国に対する援助の停止や削減等の制裁措置の開始は機関の権限であり、前述の報告や通告に基づく国連の措置はその後の段階になつているからである。まことに、この機関は、経済社会理事会が構成国を選出する基準は次のようになつてゐている。すなはち、米、英、仏の職員の三〇%が成り立つてゐる。しかしながら、この機関は、総会より選出される三ヵ国と、理事会に実質的な権限は殆んど全て、理事会に選出する三ヵ国によるが、理事会に選出する点が特色となつてゐる。むしろこの理事会の構成が問題で、任期を終了する

3 機構(総会、理事会、事務局長)

機関は、総会、理事会、事務局長以下の職員の三〇%が成り立つてゐる。しかしながら、この機関は、総会が構成国を選出する三ヵ国によるが、理事会の構成が問題で、任期を終了する

### 2 加盟国

いまが加盟国の問題について簡単にみ

てみると、この機関の原加盟国は、国連においては安全保謹理事会にも報告を出すと義務づけられており、とくに国際機関はその専門機関の加盟団であるが、安保理事会へ通告をしなければならぬ(第四条A項)。加入は、機関の理事会の決議によって、当該国は義務履行の意志、能力を有するとわれば総会の承認によつておこなわれる(第四条B項)。したがつて、他の機関の場合にもみられる如く憲章成立過程で一たん問題となつた中央、東ドイツ、北鮮等の国々が結局除外されており、このことはとくに保謹措置の実施機関という観点からすれば、重要な問題を含んでゐる。

子力技術保有国との権限の集約化がおこ

## リスト

1965.12.15 (No. 336)

なわれていることが解る。これはこの機関が、当初援助供与機関として出発し、かつ憲章の起草も、八ヵ国乃至一二ヵ国という少數の持てる國の間の交渉によつて行なわれた以上、核物質保有の有無が、機関における實質的發言権の大小に大きく關係することは止むを得ない。たゞ、この觀点から加盟國を分類すると、第一のグループは、大量の濃縮ウラン等の特殊核物質生産國であり、第二のグループは、大量の天然ウラン等の原料物質生産國または原子力技術が高い水準にある國であり、第三のグループは――

数こそ最も多いが――以上のいずれをも持たない國、というようにならう。したがつて今後の問題は後で述べるように、開発機関から規制機関に性格を変えつゝある今日において、なお IAEA の理事会の構成はこのようでよいか否か、といふことである<sup>(3)</sup>。

理事会は総会に対して責任をもつことを条件として機関の重要な業務の殆んどを遂行する(第六条F項)。総会にある實質的権限と考えられるものは、前述一二理事事国の選出と予算の承認(第五条E項五)ぐらいなものである。事務総長に至つてはその権限は單なる機関職員の監督的地位に過ぎない(第七条参照)。こうした少數先進国有利の機構案については、憲章起草の終盤で討議参加國が増すにつれて問題となり、反対も幾多表明されはした

が<sup>(4)</sup>、結局一二ヵ国案の考え方がそのまま導入されてしまった。第三グループの国々はわずかに憲章の再検討(第一八条B項)の対象に、理事会の構成も入ることを確認しただけ引き下がひざるを得なかつたようである。もとも理事会と總会のまた権限の分解点も、条文上は

そう明確に後者の優位性を示す表現にはなつてない。その曖昧さはこうしたグループの反論に対する考慮から出たものであるが、近年ますます理事会の権限は実質的に強められてきている。

## 4 機能とくに保障措置

IAEA の機能の最大の特色は、いまでもなく軍事利用転用防止のための保障措置実施の権限である。その具体的方法の概略は憲章で以下のとおり定められた。すなわち、〔〕設置される原子力施設の設計を審査し、承認する(第一二条A項一)、〔〕記録の保持および〔〕その提出を要求すること(同条同項三)、〔〕軍事利用転用防止義務の遵守を確保するため査察官を立ち入りさせること(同条同項六)の四つである。このうち、最後の項目、すなわち一國の主権國家の中に、國際機関の職員が、いつでも如何なる場所にも立ち入りて(access at all times to all places) 査査をおこなふことができるといふ権限が最も問題となるところであつる。第三には、ヨーロッパの技術

な制度が、経過的にはソ連の執拗な反対に遭遇したにせよ、結果的には全会一致でこのような明確な形で導入された原因を考えることは興味のあることである。

が、原水爆保有国としての地位を高めても論各國の平和利用拡散の防止を通じての恒久平和追究の意欲もさりながら、その現実的背景は次のように考えられる。他の場合は、関係当事國が自発的にその適用を望んだ場合に限られる(第三条A項五)。後のケースは、また二つに分かれ、その一つは、二国間協定の両当事国が、同協定下の保障措置を自発的に IAEA に移管した場合、他の一つはある一國が全く自発的に移管した場合である<sup>(5)</sup>。このことから第一に、援助供与国たる先進国(第一グループ)は自ら積極的に望まぬ限りこの制度の適用を受けなければならないこの機関の場合においては<sup>(6)</sup>、

(1) 機関の概要については、高野雄一『國際組織法』昭和三六年一一一頁以下、および B. G. Bechhoefer and E. Stein : Atoms for Peace : IAEA, "Atoms and the Law," pp. 1361—1404.  
(2) 高野・前掲書、一四三頁および二三三頁。  
(3) 同様の批判については、Bechhoefer and Stein, op. cit. p. 1404.  
(4) 國連憲章の起草過程においても、ダーバートン・オーカス会議からサンフランシスコ会議へと参加國が増すにつれて安保理事会对して總会の権限を強めようとする動きが出たのと同様の傾向である。  
(5) アメリカは、IAEA 査査官の訓練のためまず一九六一年度、ブルックヘイ

先進国(第二グループ)の主要メンバー

であるヨーロッパ原子力共同体の加盟国のこと<sup>(7)</sup>、そして第四は、第一と同種の問題であるが、なんといっても國家主権の制限反対を唱えつけていたソ連

が、原水爆保有国としての地位を高めても論各國の平和利用拡散の防止を通じての恒久平和追究の意欲もさりながら、その現実的背景は次のように考えられる。他の場合は、関係当事國が自発的にその適用を望んだ場合に限られる(第三条A項五)。後のケースは、また二つに分かれ、その一つは、二国間協定の両当事

式で、IAEAの査察下においていた。また更に昨年は、ヤンキー原子力発電所を提供し、イギリスもグラッドウェル発電所を同種の協定によりその査察のもとにおいたが、これらは全て訓練目的であり、他の各國のこれへの移管をするするジエスチュアであることは明確である。

(6) 西ドイツ、フランス、イタリー、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの六カ国。

(7) ヨーロッパ原子力共同体設立条約、第七七条——八五条。

(8) 保障措置は、援助をうける場合はIAEAとの援助協定、二国間の場合は、二国とIAEAによる移管協定、一国の自發的受け入れの場合は、IAEAとの査察協定というように、一つ一つ個別の手続きによってはじめて有効となる。

#### 四 保障措置規則

##### 1 二国間協定上の保障措置

原子力平和利用のための二国間協力協定は、国際原子力機関のアリス腱であるといわれた。確かに前述の如き経緯からすれば、IAEAが名実ともに平和利用推進の中心機関なることができなくなつたのも、またそれゆえに保障措置制度の実効性の失われつたのも、先進国が後進国と締結する二国間協定のためであった。しかし前者はともかく、後者の役割は、当初二次的な適用と考えられていた二国間協定上の保障措置の移管が逐

次行なわれてきたことによつて、その目的の一方の面である規制活動は近年活潑になつてきている。このことは、もう一つの面である平和利用の推進者としての役割がますます退化してしまつてきていたことにもなる。

現在までアメリカだけで四三ヵ国と原子力平和利用協力協定を締結しており、イギリス、カナダ、ソ連も相当数の協定を各國と結んでいる。これらの協定は、援助供与の内容は、多少変わっていても、等しく軍事転用防止の保障措置条項が規入されていることでは全く同一である(1)。しかしその文言には、将来IAEAが保障措置の用意を整え次第、どの部分をどこまでこれに移管するか協議をする旨の一条が挿入されている。

##### 2 旧保障措置規則(2)

###### 一 旧保障措置規則(2)

一九六〇年九月のIAEA第四回総会になつて、この面の実質的活動は開始された。すなわち、西側一五ヵ国からの提案により「理事会は、保障措置の原則と手続を加盟国と協議の上決定する」という決議され、保障措置関係の憲章の規定的具体化作業が開始された。しかしこの際の表决では、ソ連ブロックは再び元来の主張に帰り反対票を投じている。理事会は直ちに保障措置規則草案の作成のための委員会(いわゆるランダース委員会)を設置して検討を開始し、翌六年

には五章六六項からなる『機関の保障措置』(INFCIRC/26)という規則文書を採択した。これが旧規則である。保障措置の実施方法は憲章にのべられた如く、施設の設計承認(回四二、四三項)、査察(回四五、五九項)である。この委員会においては、一応法律的な問題も論議はされたが、その主眼点は、如何にして拡散防止のチェックが技術的に可能であるかといふことが中心となつた。原子炉施設においては、その運転の過程で生ずる原爆の材料となるプルトニウムの生成量が問題となるが、この精度をあげて正しくチェックするためには、実際に分析してみると以外はない。したがつて現実的には、原子炉に備え付けられた計測装置によつて数値を読み、計算することになるが、その誤差の累積でも爆弾は製造できる可能性も出てくるし、第一計測装置そのものを狂わせてしまえば、何もわからないことになる。このことは、一体どこまでこのような方法でおこなう保障措置に拡散問題となる。この規則はこうした技術的

防止の実質的效果を期待するのかという問題になる。この規則はこうした技術的問題を、その適用対象となる原子炉施設の出力規模を百メガワットで切ることによってスキップ・アウトしたといえる(回四四項)。ここで重要なことは技術的検討の結論からその規模をきめたとはいえない『何時でも近く権利』(access at all times)が行使される旨を定めた

##### 3 新保障措置規則—常駐査察の問題

以上にのべた旧規則における適用上の諸問題は、一九六三年突如として、ソ連の支持を得て採択された前記百メガワット制限の撤廃と、それについて今回の『機関の改訂保障措置規則』(GC (IX)/294)の採択により一層強く印象づけられる。前者は、旧規則の拡大という形で、対象施設の出力制限の廃止と憲章にいう査察をおこなう場合に年間一、二回を超える『何時でも近く権利』(access at all times)が行使される旨を定めた

## ショリスト

1965.12.15 (No. 336)

が、出力規模による制限の撤廃によつて、とくに商業用大型原子炉がその対象に入ることが、規則全般の再検討の要求を生み出し、主として保障措置の実施による経済的負担の防止のための条項が加えられた（新九乃至一四項）。新しい保障規則として今回承認されたのである。この新規則の制度に先立ち、旧規則の場合と同じく検討小委員会が設けられたが、その最も大きな問題は、「何時でも近づく権利」についてであった。先進国グループはこれを常駐査察として新規則に入れようとしたが、被援助国側は、憲章採択の折になんら明確に定義されていなかつたことから、これを「予告なしの査察」と解すべきであると主張し、かつての米・ソの国家主権論議が、先進核グループ対後進被援助国グループの対立で論議されたことは興味深い。その結果、先進国側の妥協としてこの条項は、予告なしの査察を原則の如く表現し、具体的な内容は、個別の移管協定で定めることとした（新五〇項）。ここには、協定締結国とIAEAの三者による詰合いで常駐査察を実現していくという先進国側の意図とが含まれている（3）。

もう一つ別の観点から、この新規則が問題となつてゐることは、原子炉で使用した核燃料でできたプルトニウムは、すぐ取り出せるわけではない。それは化学校処理工場へ運んで、プルトニウムを分

離しなければならない。核燃料は原子炉から取り出された状態では放射線が強く、特殊な鉛容器に入れない限り持ち運びができるものではない。したがつてもし簡単な拡散が行なわれるすれば再処理工場からであつて原子炉そのものからではない。しかるにこの新規則においては、未だ再処理施設への適用手続は定められていない。これは、今のところ再処理施設が、全て先進国にあり、軍事利用と共に使われているという事情からである。このことからも原子炉に対する詳細な保障措置実施の別な意味がわかるであろう（4）。

以上簡単に素どおりしてしまった形であるが、この規則の本質が、どうやって計量するかとかどのように査察を行なうかといふような技術的問題あるいはその適用方法という法律的な問題とは別のところにあることが多少とも示すことができる幸いである。

## 4 保障措置移管協定

しかし、前述の如く、保障措置は、その原則に反対する理由はないとしても、適用方法と手続きは幾多の問題と幅がある。二国間協定上の場合は、援助国側が、自らの原子炉輸出市場でマイナスとならないようこれを使実施するというブレーキがついているのに對し、IAEAの場合は規制面に徹底できるということだが、被援助国側に危険をもたらす結果となる。アメリカをはじめ、核先進国の移管促進に対しても、今後ヨーロッパ諸国との動向が注目される（5）。

## 五 保障措置規則と部分的核停戦約

（1）わが国の場合を例にとれば、日米原子力協定、第九条B、第一条、日英協定、第四条、第五条、（a）（1）、（a）（2）、（c）、日加協定、第四条一項、（a）、（b）、（c）、同条三項。この中カナダとの協定のみが相互適用で、他の二つは、アメリカ、イギリスのみがこれをおこなう権利を有する。

（2）詳しく述べ前報外務省月報参照。

（4）今回の総会における日本代表演説はこの点にされ、再処理施設への保障措置規則適用を至急検討することによって原子炉側のそれを簡単にすべきであると主張したのは当を得ている。

（5）原子力平和利用のための日米両政府間協定に関する機関の保障措置の適用に対する米国政府、日本政府、IAEAの間の協定。

（6）IAEAと二国間は、相互に援助と保障措置の代替ルートとしての役割を担なうことによって、ますます一方は促進面へ、他方は規制面へと比重を移していく。同一問題の表裏とはいえ、如何に同一主体が具体的な実施を、双方ともおこなうのが困難であるかが明瞭となる。

（4）今回の総会における日本代表演説はこの点にされ、再処理施設への保障措置規則適用を至急検討することによって原子炉側のそれを簡単にすべきであると主張したのは当を得ている。

（5）原子力平和利用のための日米両政府間協定に関する機関の保障措置の適用に対する米国政府、日本政府、IAEAの間の協定。

（6）IAEAと二国間は、相互に援助と保障措置の代替ルートとしての役割を担なうことによって、ますます一方は促進面へ、他方は規制面へと比重を移していく。同一問題の表裏とはいえ、如何に同一主体が具体的な実施を、双方ともおこなうのが困難であるかが明瞭となる。

（7）わが國は、他國に先がけて原子力研究所の國産第一号原子炉用に天然ウラン三トンの供給をIAEAに要請したが、一九六三年にはこれも他國に先がけて、旧規則のもとで、日米原子力協定下の保障措置を、更に本年、新規則のもとで日英原子力協定および日加原子力協定下のそれをIAEAに移管しつつある。

## ショリスト

85 問題の時

だ核軍縮の最終目標である核兵器使用禁止をアメリカが比較的長い時間をかけて段階的に達成しようとするのに對して、ソ連は、常にすべての核拡散問題において、その優先性を主張している。アメリカの考え方は、フォスター軍縮局長官によると一度保有してしまった以上、今更相互に傷つけ合う能力を減らす見通しが、一年や二年遅れてもそれだけ危険になることはない』が、拡散問題の方は、その措置の実行が『一年くらいあるいは数ヶ月でも遅れるのは、失敗か成功かをわかるものと』なりかねない、という相違があるという見方から拡散防止の方を強く打ち出している(1)。

部分的核実験停止条約が、わが国では専ら原水爆実験禁止による放射性降下物(フォールアウト)の減少ということの効果に力点がおかれているのは、唯一の被災国としての国際的立場と国民感情から止むを得ないとしても、もう一つのそれにも増して重要なことは、実験の禁止によって後発核兵器保有国を出さないたための防波堤をつくるという役割である。フランスの不参加はまさにこの点についての現状認識と判断の結果であることはいうまでもない。

さてこの条約と前述からの国際機関による保障措置を比較すると、興味あることを見出す。第一は全文たった五条(しかも条約の内容は第一条で尽きていた)

この軍縮条約への加盟は、参加しただけでは分担金支出しの義務しか伴わない国際機関への加盟と異なり、自動的に実験をしないという義務の受け入れとなることである。第二には八年も前に平和利用の保障措置としては素直に通つてしまつた検査問題は、軍縮問題では未だに国際法上の通念から離れた国家主権に対する制限として、拒絶されつづけている。核停條約の進行過程では、国際監視から個別監視へ逆どりすることにより條約が受け入れられたのである。第三に一度行き詰った核停條約を再び軌道にのせるため、技術的な問題が平和利用の保障措置とは比べものにならない程討議され、第二の問題と併せてこの点についての解決がついた部分に対しても核停條約は適用されることとなつたということである。

(2) 部分的核停條約の成功は、大気圏内、大気圏外、水中の実験探知が、相手国への立入り不要のまま行なえる技術上のバックグラウンドの解決による。逆に言えば、地下核実験が除かれた理由は、

査察と技術的探知問題のミソが埋まらなかつたことにあると見てよいであろう。これも技術的問題の解決が中途半端なうとしたら、その効果は甚だしく減じられてしまうのである。現在の厳しい国際状勢下にあつては、好むと好まざるにかかわらず平和利用もその保障措置もあくまでまた軍事利用から派生する諸問題によつて左右されているという認識は、残念ながら常に心がけられねばならない。そして保障措置規則の理解も適用

的、經濟的、法律的に容易なものであるということではないことは容易に理解できるであろう。

(1) William C. Foster "New direction in arms control and disarmament" Foreign Affairs, July 1965, p. 589.

(2) 部分的核停條約と技術問題について  
井ば、井田純之助『部分的核実験停止條約の科学的情景』科学朝日、三八年一〇月号

## 六 むすび

わが国は、その原子力開発を自ら進んで平和目的に限つてはる唯一の国であるといわれる(原子力基本法第二条)。そしてすでに見るとおり、IAEAとその平和利用のための保障措置に対していざれの国よりも大きい貢献をしている。

しかしこれらの貢献が、国際社会の舞台において激しく翻かわされている核兵器使用問題を頂点とする軍事利用に関する状勢分析の甘さと暗さの結果であつたり、また世界恒久平和の達成という理念の崇高さだけに押された協力であつて、それが現在もつ積極的意味をもつと考えなくてはならない。いいかえれば、われわれは、原子力の平和利用を通じて、それが現在もつ積極的意味をもつとされるべき役割をもつと真剣に分析すべきである。そしてその結論をもつて、あらゆる機会を通じ世界に働きかけることが緊急の要務であると考える。その舞台とすべきは何もIAEAに限られない。軍縮委員会であればなお有効である。

じめて可能である。

一方また、国際原子力機関も、設立のときと現在とでは、その国際組織としての役割を変えてある。それは開発推進機構から管理規制機構への変化である。

しかもこの百八十度の転換にもかかわらずその機構と機能はそのままに置かれてゐる。国際法社会における人類の平和と繁栄が、国際組織を通じた主権平等の原則の制限という形において実現されていくという一般論が歴史的に正しいことはいうまでもない。しかしこの機構のそれは、役割の変遷と共に不必要的傾斜の大きなものとしてわれわれの注意をひくのである。そこには、安保理事会における大国の拒否権が、何枚ものヴェールをかぶつてやはり存在しているとさえ意識せざるを得ない。

われわれは、原子力の平和利用を通じて、それが現在もつ積極的意味をもつと考へなくてはならない。いいかえれば、現在の国際社会において、既に積極的に核兵器保有の放棄を決心している国の果てにまでまた軍事利用から派生する諸問題によつて左右されているという認識は、残念ながら常に心がけられねばならない。そして保障措置規則の理解も適用